

事業名	障害者職業能力開発費	財務コード (事業)	658103
-----	------------	---------------	--------

細事業名	職業訓練手当
------	--------

担当部課室	産業労働 部 産業人材 課 人材育成 担当 (内線)	4856
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H16 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 公共職業安定所長から受講指示を受けて、県が実施する施設内障害者訓練を受講する障害のある求職者	その対象をどのような状態にして 求職者の知識及び技能の習得とともに能力に適合する職業に就くことができる。	結果、何に結びつけるのか 障害のある求職者の自立と生活の安定
	事業の内容 ※主に23年度 雇用対策法第18条第2号、同規則第2条に基づき、支給対象障害者に対し職業転換給付金(職業訓練手当)を支給し、訓練受講期間中の生活の安定を図る。 ・支給対象者:公共職業安定所長の指示により、県が実施する施設内障害者訓練を受講する求職者であって、雇用対策法施行規則で定められた要件に該当する者(知的障害者)。 ・給付金の種類:基本手当、技能習得手当(受講手当及び通所手当)及び寄宿手当 ・負担率:1/2(1/2は国庫負担金)		
根拠法令等	雇用対策法、山梨県職業訓練手当支給規則		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	訓練手当の支給人数(支給人月)	6人 (66人月)	8人 (96人月)	10人 (81人月)	6人 (72人月)	8人 (96人月)	目標設定の考え方 過去5年間の実績における平均支給人数及び支給人月等から設定 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	125.0 %					
成果指標	訓練手当受給者の就職率	83.3%	60%	90%	60%	60%	目標設定の考え方 第9次山梨県職業能力開発計画における障害者訓練修了者の就職率の目標値 データの出典等 第9次山梨県職業能力開発計画
	成果指標達成率(実績値/目標値)	150.0 %					
決算額、予算額	7,920	9,517		12,135	10,020	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	3,960	4,759		6,068	5,011		
所要時間(直接分)	75 時間	90 時間		75 時間	75 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間		
所要時間計	75 時間	90 時間		75 時間	75 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	152	182		152	152		

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
a	a	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
a	a	障害者訓練修了者全体の就職率は40パーセント程度だが、23年度の訓練手当受給者の就職率は90パーセントであり、雇用情勢が厳しい中で成果指標達成率152パーセントと意図した成果を十分に上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。